管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	たばこの製造・販売に係るたばこ事業法の適用除外	たばこ事業法第８条	製造たばこは、日本たばこ産業株式会社でなければ、製造してはならない。	たばこ事業法第3条による原料用国内産業たばこの生産及び買入れ、同法第8条による製造販売について、日本たばこ産業株式会社以外に、たばこの内の刻みたばこについて地方自治体も加えていただきたい。	三好市は、四国の中央に位置し江戸時代から「たばこの町」として栄えてきた。1800年代の初頭に開発され、その後改良された「ぜんまい刻み機」を使って、「たばこ資料館」で日量20kg以内の製造を適切に行い、出荷及び納税の管理のため、資格をもつ市の関連施設敷地内に限定して刻みたばこを販売する。「たばこの町」三好市を全国に発信し、伝統文化・産業を伝承するとともに、農業振興や観光振興により地域の活性化を図る。	C	－	我が国が平成16年6月に締結した「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約（平成17年2月発効）」は包括的なたばこ規制を定めており、受動喫煙の防止に関してのみでなく、たばこの製造に関しても定めている。たばこ事業法第8条は同条約で求められているたばこの製造に関する規制としても機能しているところである。 　具体的には、同条約第15条第7項においては「たばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置（適当な場合には、許可制度を含む。）を採択し及び実施するよう努める。」とされており、たばこ事業法においては、たばこの製造に関する規制として製造事業者をJTに限ることで、たばこの適正な製造、出荷及び納税が担保されているところであり、同条約にも沿った措置であると考えている。 　また、平成21年12月22日に閣議決定された平成22年度税制改正大綱においても、たばこの消費抑制のための税率引上げが明記されており、また、近年、たばこに関する規制の強化が求められているやで、同条約の実施については定期的な報告を求められているともあり、例え地域振興のための特区という形式であったとしても、たばこの製造について規制を緩和し、製造業者の増加を認めることは適切ではないと考えられる。 　なお、たばこ事業法における製造たばことは、喫煙用等に供しうる状態に製造されたものである。	右の提案主体の意見及び補足資料を踏まえ、喫煙用等に供しうる状態について明示的に説明するとともに、刻みたばこの加工実演及び場所を限定した試飲について特区として実現可能か再度検討し、回答されたい。	財務省における回答のなかで、「たばこ事業法における製造たばことは、喫煙用等に供しうる状態に製造されたものである。」との部分について、詳しい説明をお願いしたい。 また、三好市では在来種である阿波葉の種の保存と刻みたばこで栄えた町の伝統文化を後世に継承することを目的とした、刻みたばこの加工実演と試飲を行いたい。そのために必要な量の阿波葉を市内の農家で委託栽培し、収穫したたばこ資料館で手刻みや蒸籠時代の機械を用いて実演を行う計画である。	C	－	たばこ事業法における製造たばことは、喫煙用等に供しうる状態に製造されたものである。したがって、刻みたばこについて言えば、試飲可能な状態にまで細かく裁断すれば、喫煙用等に供しうる状態となることから、製造たばこの製造に該当するものである。 　場所を限定した製造及び試飲であったとしても、たばこの製造について規制を緩和し、製造業者の増加を認めることは、我が国が「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約」に加盟していることと及び、税制改正大綱において、たばこの消費抑制のための税率引き上げが明記されていることに鑑みて、適切ではないと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、販売もせず、かつ特定の場所で試飲のみを行う場合について、ＪＴ以外でも製造可能とすることはできないか、再度検討し回答されたい。	私たちの地域は、400年にわたり阿波葉刻みたばこにより発展を遂げてきました。この文化と伝統を未来の世代に伝え残すため、少量の阿波葉を栽培し江戸から明治期にかけての製法を再現し、実演して試飲できるよう特区の申請をするものです。その計画は、古来の製法で少量の阿波葉を加工し、限定された場所のみで無料で試飲を楽しんでもらいます。また、刻みたばこの販売も行いません。したがって、このことが「たばこ規制に関する世界保健機関枠組み条約」の精神に反したり、たばこの消費抑制に逆行するものではないと考えます。このことに鑑みて、再度特区として試飲についてご検討をお願いします。	C	－	我が国では、たばこの製造に関する規制として製造事業者をＪＴに限ることで、たばこの適正な製造、流通が担保されているところ、「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約」第１５条第７項においては、「たばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置（適当な場合には、許可制度を含む。）を採択し及び実施するよう努める。」とされている。このように、近年、国際的にたばこに関する規制の強化が求められており、また、国内的にも健康の観点から喫煙に関する規制が強化されている中で、ご提案のようにたばこの製造について規制を緩和し、また、その無料での試飲等の喫煙の機会を増やすことなる措置を認めることは、適切ではないと考えられる。		１０３００１０	三好市	徳島県	財務省
070020	外国籍トレーラーシャーシの国内走行と車上通関の可能化	関税法67条	貨物を輸入しようとする者は、輸入申告を行い、貨物につき必要な検査を経てその許可を受けなければならないこととなっている。 貨物が車上に積載された状態で輸入申告が行われると検査に支障をきたすおそれがあることから、原則貨物が車上から下ろされてから輸入申告が行われる運用としている。	外国籍トレーラーシャーシが日本国内を走行するために必要とされている、自動車ファイルへの登録、保管場所の確保、自賠責保険への加入といった手続きを、境港臨港地区内の道路に限り、不要とする。また、通常認められていない車上通関を併せて可能とする。	コンテナ積み替え等国内の物流コストの低減を図ることにより、経済成長著しい北東アジアとの国際物流の活性化を図る。 　具体的には、外国籍シャーシ上の貨物の車上通関を行い、同シャーシを境港臨港地区内の道路に限定して走行可能とする。これにより国際物流におけるリードタイム、コストの削減に繋がる。 提案理由： 　境港は中国航路、韓国航路、環日本海航路といった国際定期航路を有し、北東アジアの経済発展に伴い、貨物量の増加が著しい。また、周辺に「サイクル企業が多い」という立地条件を活かし「リサイクルポートの指定を申請しており、静脈物流の拠点として期待でき、循環資源取扱量は今後6倍になる見込みである。また7月から始まった韓国産パプリカの輸入など新鮮な農林水産物の貿易へのニーズもあり、積み替えなしの一貫輸送の要請が高まりつつある。 代替措置： 　外国籍シャーシの走行に当たっては、他の交通の分離・遮断を確実に実施することによって交通の安全を確保することができると考える。	F	Ⅳ	保税地域における適切な貨物管理を確保しつつ要望内容に対応した措置を講ずることができるか検討する。	措置の分類「F」の趣旨に鑑み、検討期限について具体的に記載されたい。		F	Ⅳ	保税地域における適切な貨物管理を確保しつつ要望内容に対応した措置を講ずることができるか検討し、本年末までに結論を得る。			F	Ⅳ		境港ゲートウェイプロジェクト	１０５２０２０	鳥取県	鳥取県	警察庁 財務省 国土交通省
070030	地区内の移動性及び回遊性向上のため必要となる、公園区域内における施設整備の規制緩和	①都市公園法第２条第２項 都市公園法施行令第５条第６項 ②国有財産法第22条	①都市公園に設けることのできる公園施設とは、都市公園の効用を全うするために都市公園に設けられる施設で、都市公園法第２条第２項及び都市公園法施行令第５条に規定されている。 ②国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価（時価）なくして譲渡し若しくは貸し付けてはならない（財政法第9条）。 地方公共団体等が普通財産を公共性又は公益性のある一定の用途に供する場合には、無償で貸し付けることができる。	鉄道駅に隣接する公園内へのバス・タクシープールの整備のための規制緩和	H27年に開業予定の地下鉄東西線の（仮称）国際センター駅と（仮称）青葉山駅間にある仙台城跡や博物館、植物園や大学施設などへの移動性向上のため、駅に隣接する公園内にバスプールやタクシープールなどの交通結節施設が整備可能となるよう、都市公園法、国有財産法の規制緩和を求めるものです。 具体には、当該公園敷地が国有地であり、国有財産法22条1項1号により本市が無償貸付を受けているところ、 ①都市公園法の特例措置として、公園内に交通結節施設の設置を可能とすること ②設置する交通結節施設を公園区域から除外した場合においても、公共の用に供することから、これを特例的に無償貸付の対象とすることを求めるものです。	D（一部C）	－	現行制度において、公園利用者の便宜に供することを主たる目的とするバス・タクシープールを設置することは可能であり、結果的にこれが交通結節施設としての機能を併せ持つものであっても、公園管理者の判断により設置することは可能。 　国有財産法第22条第1項第1号では、都市公園法等に基づく公園について無償貸付けを認めているところ、公園管理者の判断により公園施設として設置された場合は、無償貸付を継続することは可能である。 　なお、設置する交通結節施設を公園区域から除外した場合においては、公共性又は公益性が著しい場合に無償での貸付けを限定的に認めている国有財産法（第22条）等の趣旨や、国有地の所在は地域的に偏っており地域間で不公平が生じること及び現下の厳しい財政状況を考慮すると、無償貸付とする対応は困難である。			D（一部C）	－		D（一部C）	－			１０５６０８００	仙台市	宮城県	財務省 国土交通省
070040	特定農業者以外の者による特定酒類の製造事業	酒税法第７条第２項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（その他の醸造酒は６キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	特定農業者以外の複数の農家と旅館等が連携・協力し、製造について必要な技術的能力を備えた農業者が共同のどぶろく製造場において特定酒類を製造するため、その他の醸造酒（どぶろく）の製造免許を申請した場合は、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間６キロリットル））の規定は適用しない。	過疎・高齢化の進む中山間地域では、農業者の減少が進み、担い手の確保も難しくなっている中、当市の限界集落地域から「伝統的な昔ながらの地域のどぶろくを提供したい」という相談があった。 農業生産法人化や製造場の設備投資等への不安もあり、また、現行制度では「特区内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（特定農業者）が、当該構造改革特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造し、提供すること」とされているため実施できない。 地域内の複数の農家による原材料の生産と、製造場の共同利用による設備投資等の負担の軽減、地域内の複数の民宿等が連携協力し、飲用の提供を可能にすることにより、特区の区域内に訪れる者への満足度の向上と地域の特性を活かす。	C	－	構造改革特区において酒税法の最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、対象者が限定されているところである。 すなわち、①民宿・飲食店等を営む農業者であれば、原料コストの低減や宿泊代金等を通じたコストの回収が容易であり、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、さらには、②農家民宿等における濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は民宿・飲食店等を営む農業者とされているものである。	C	－				C	－			１０６００１００	佐渡市	新潟県	財務省
070050	大阪税関金沢税関支署小松空港出張所における管轄区域の変更	財務省設置法第１２条第１項、第１６条第４項、第１７条 財務省組織令第８４条 財務省組織規則　第３４３条第１項、第２項、第１０項　別表第３、別表第４ 大阪税関支署及び出張所事務分掌規則第１１６条別表８	金沢税関支署の管轄区域は「石川県」であり、 同支署小松空港出張所の管轄区域は「石川県小松市のうち小松飛行場、浮柳町ヨ50番地、草野町ハ26番地、草野町ハ39番地」である。	大阪税関配下の「金沢税関支署小松空港出張所」について、小松空港エリア外の「小松市内全域」にその管轄区域を拡大することにより、小松市内の保税蔵置場・通関業者の物流リードタイムを大幅に短縮し、改善を図る。	地方空港及びその周辺地域の物流は、大都市圏と比較し、そのスピードにおいて歴然とした格差が存在しており、競争力の低下は明らかである。 　具体的には、現在、金沢税関支署の管轄は「石川県」、小松空港出張所は「石川県のうち、小松市のうち小松飛行場エリア」と限定的である。その小松出張所の管轄区域を「小松市内」と拡大し、以下の問題をクリアすることによって、大都市圏に引けを取らない物流効率化を実現することが可能となり、その結果、小松空港取扱いの貨物の物量の増大と、小松空港全体の活性化に繋がるものと考える。 提案理由： ①弊社保税蔵置場は小松空港エリアの近辺であるが、空港エリア外のため、金沢税関管轄となり、通関申請（貨物検査）の際は小松市と金沢税関支署（金沢市）を往復しなければならず、片道１時間、往復で2時間を要す物理的問題が生じている。（結果、リードタイム１．５～２日の増） ②金沢税関支署は土日開庁を受け付けておらず、リードタイムに大きな影響を及ぼしている。（リードタイム２日間の増） ③輸出入・港湾関連情報処理システムにおいても、小松空港出張所はAir-NACCS、金沢税関支署はSea-NACCSと管理が違うため、現在の状況下では、小松空港着荷Air案件をSeaにシステム外搬入といった特別な処理をしなければならず、非効率である。	C	Ⅳ	検討にあたっては、要望内容を詳細に把握する必要があることから、更なる情報を入手したうえで、管轄区域の変更の必要性について検討することとする。当該検討に併せて、管轄区域の変更以外の方法による対応策の有無についても検討する。			C	Ⅳ				C	Ⅳ			１０６１０１０	上田運輸株式会社	石川県	財務省